

1 2 月 1 7 日 (第 4 号)

令和3年豊能町議会12月定例会議会議録目次

令和3年12月17日（第4号）

出席議員	1
議事日程	2
開議の宣告	3
（常任委員会報告・質疑・討論・採決）	3
第46号議案	豊能町税条例改正の件
第47号議案	豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
第48号議案	豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件
第49号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件
第50号議案	豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例改正の件
第51号議案	指定管理者の指定について
第52号議案	豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について
第53号議案	令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件
第54号議案	令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
第55号議案	令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件
第56号議案	令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
第57号議案	令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定

	補正予算（第2回）の件	
第58号議案	令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）の件	
	（議案提案説明・質疑・討論・採決）	
第60号議案	令和3年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件	10
第4号議会議案	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の件	18
第5号議会議案	塩川恒敏豊能町長に対する問責決議	19
町長	あいさつ	22
散会	の宣告	23

令和3年豊能町議会12月定例会議会議録（第4号）

年 月 日 令和3年12月17日（金）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 12名

1番	池田 忠史	2番	才脇 明美
3番	吉田 正子	4番	中川 敦司
5番	寺脇 直子	6番	管野英美子
7番	永谷 幸弘	8番	永並 啓
9番	小寺 正人	10番	秋元美智子
11番	高尾 靖子	12番	川上 勲

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	仙波英太郎
まちづくり調整監	松本真由美	保健福祉部長	桑原 康男
住 民 部 長	大西 隆樹	都市建設部長	坂田 朗夫
こども未来部長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	清水 義和
書 記	田中 尚子		

議事日程

令和3年12月17日（金）午後1時00分開議

- 日程第 1 第46号議案 豊能町税条例改正の件
第47号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
第48号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件
第49号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
第50号議案 豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例改正の件
第51号議案 指定管理者の指定について
第52号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について
第53号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件
第54号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
第55号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件
第56号議案 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
第57号議案 令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
第58号議案 令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）の件
日程第 2 第60号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件
日程第 3 第4号議会議案 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の件
追加日程第1 第5号議会議案 塩川恒敏豊能町長に対する問責決議

開議 午後1時00分

○議長（管野英美子君）

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「第46号議案から第58号議案まで」を議題といたします。

これに対する各常任委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会、中川敦司委員長。

○総務建設常任委員会委員長（中川敦司君）

それでは、御指名をいただきましたので、総務建設常任委員会の報告をさせていただきます。

総務建設常任委員会は、令和3年12月9日午前9時30分より開会し、午前11時33分に閉会いたしました。

委員会の出席者は、才脇副委員長、寺脇委員、管野委員、秋元委員、川上委員、そして私、委員長の中川の合計6名でありました。委員外出席といたしまして永並副議長が出席しておりました。

当委員会に付託されました議案は、5議案であります。

それでは、審査の内容を報告させていただきます。

まず、第48号議案、豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件であります。

提案理由の説明は省略させていただきます。

この条例改正のきっかけは何だったのかとの質疑がございまして、それに対して、ここ数年来、高山地区に住宅以外のものをつくりたいというお話が増えてきつつあったため条例改正が必要と判断しました。基

本的には、今の区域内に住んでおられる方の補助としてこの条例がありますので、新たに高山に引っ越して来られる、新築として建物を建てる方は対象外にしておりますとの答弁がございました。

さらに、浄化槽の規模の算定方法は家族の人数や建物の面積によるものかとの質疑に対し、浄化槽の規模はJIS規格で基準が定められております。住宅の場合は延べ床面積が130平米以下の場合は5人槽、130平米を超える場合は7人槽が必要と定められており、居住している人数は関係ございませんとの答弁がございました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で、第48号議案、豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件については可決となりました。

次に、第50号議案、豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例改正の件でございますが、提案理由は省略させていただきます。

制度がなくなることについて対象となる方へ伝えているのかとの質疑があり、4月1日の条例改正までに何らかの手法で対象となる方へPRしたいと思っておりますとの答弁がございました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で、第50号議案、豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例改正の件については可決となりました。

次に、第52号議案、豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行についてでございますが、提案理由は省略させていただきます。

農地と農業用施設水路の復旧事業に対する町と農家の負担割合はどういうふうになっているのかとの質疑があり、今回の事業に係る町の負担は実質ありません。今回の復旧事業は、農地の国の負担が93.4%、

水路が98.1%で、残りが農家の負担になりますとの答弁がございました。

災害復旧事業の対象となる災害は豪雨のほかにもどのような災害が対象になるのかとの質疑があり、地震や台風などでの災害復旧事業もあります。豪雨につきましては雨量で基準が決まっており、1時間の雨量が20ミリを超えた場合、それから24時間の最大雨量が80ミリを超えた場合、また、1か所の被災の工事金額が40万円以上というような基準がありますとの答弁がございました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で、第52号議案、豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行については可決となりました。

次に、第53号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）（関係部分のみ）の件でございますが、提案理由は省略させていただきます。

農地復興事業の集積協力金170万8,000円は高山地区の農地集積費ということだが、令和元年の牧地区は370万5,000円。この金額の違いは面積によるものかとの質疑があり、この交付金は、協力いただける面積、集約する面積によって決まり、面積掛ける単価で算出します。交付の単価は10アール当たり2万2,000円で、交付の対象となる面積を掛け合わせた額になっておりますとの答弁がございました。

交付金は何に使うのか、報告義務はあるのかとの質疑があり、交付金の使途につきましては大阪府との協議が必要で、使途の決定後は町へ報告することになっておりますとの答弁がございました。

公園施設災害復旧事業で搬出が必要な土量はどれぐらいになるのかとの質疑があり、今回の設計で見ているのは約1万立米ですとの答弁がございました。

約1万立米ほどの土を捨てる場所は町が指定するのかなどとの質疑があり、指定処分として、大阪府が受け入れ可能であるところで設計上は計上していますとの答弁がございました。

約1万立米の土量に対して金額を掛けると億円以上の金額になるが、豊能町内に残土を処分できるところがあればそれだけ費用が要らなくなると思うがとの質疑があり、過去の例も含めて、外部に府の指定するところに処理をしないといけないというところで、緊急性もありましたのでそういうところに持ち込むようにしていますとの答弁がございました。

戸知山で行う実証実験に必要な土を、公園施設災害復旧事業で生じる土を使うことはできないのかとの質疑があり、戸知山で行う実証実験にその土を使えないか地元自治会と交渉中です。その土を搬入できるかどうかは今後の協議次第ですとの答弁がございました。

今回の復旧事業により傾斜が緩くなるため、イエローゾーンやレッドゾーンといった指定箇所から外れることになるのかとの質疑があり、レッドゾーンやイエローゾーンは、高さが5メートル以上で勾配が30度以上でかかってきます。今回の復旧工事後も勾配は30度以上になりますので、指定の解除までにはいきませんとの答弁がございました。

地域公共交通促進事業の245万円は阪急バスに対するものかとの質疑があり、今回の補助金の交付対象者は、路線バス事業者として阪急バスに235万円、そしてタクシー事業者として京都タクシーに10万円の交付金を予定しております。金額の内訳は、阪急バスに対するものは、緊急事態宣言中に運行継続されたことに対する支援として164万9,600円、感染症対策と

して車両1台につき2万円で計70万円。合計235万円になります。また、タクシー事業者に対するものは車両1台につき2万円で合計10万円になりますとの答弁でございました。

旅客が減ったことに対する補助かとの質疑があり、あくまでも今回は新型コロナウイルス対策で緊急事態宣言中の運行に基づくものになっており、今後は特にそういった赤字補填というような感じでの補助金は考えておりませんとの答弁でございました。

質疑を終結し、討論はなく、採決に至り、挙手全員で、第53号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）（関係部分のみ）の件につきましては可決となりました。

次に、第58号議案、令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）の件でございますが、提案理由は省略いたします。

質疑及び討論はなく、採決に至り、挙手全員で、第58号議案、令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）の件については可決となりました。

以上が、総務建設常任委員会に付託されました5議案の審査の結果でございます。

これで委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（管野英美子君）

次に、福祉教育常任委員会、高尾靖子委員長。

○福祉教育常任委員会委員長（高尾靖子君）

令和3年豊能町議会12月定例会議の福祉教育常任委員会の報告をいたします。

令和3年12月10日金曜日、午前9時半開会されました。

付託された12月定例会議での案件は9件でございます。

出席委員は6名です。池田忠史副委員長、

吉田正子委員、永谷幸弘委員、永並啓委員、小寺正人委員、私、高尾靖子、6名でございます。委員外出席は管野英美子議長です。欠席委員はなし。

付託された案件の1件目は、第46号議案、豊能町税条例改正の件です。

提案説明は省略させていただきます。

質疑に入り、条例改正の背景は何かという問いに対して、寄附金に関しては、特定公益に関する寄附について控除対象を明確にし、医療に関しては、対象期間の延長を図ったものということです。また、非課税の範囲については、所得税における扶養親族の考え方に関して、税法上の整理が行われたことに関連するものとなっているということです。特に30歳以上から70歳未満の方のうち、国外に居住する方を扶養控除の対象から除くことが追加されました。理由としては、生活のために現地で就労し、一定の収入があるものと考えられることはできますが、十分な確認ができていないまま、これまで扶養控除が適用されていたという背景があります。住民税においては扶養親族に関する考え方を所得税に準拠するものとされていますので、本町の条例においても改正が必要な箇所の文言整理を行ったということでございます。

質疑終結し、討論なし。採決では挙手全員で可決されました。

2番目は、第47号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件でございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑に入り、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録とはどのようなものになるのかという質疑に、いわゆる電子データと言われるものが該当し

ますということです。

電子データとなると、役場の時間外であっても、送付することは可能であるのかという質疑に対して、期限内であれば役場が終わった時間の後でも提出は可能と思われるという答弁でありました。

質疑終了し、討論なし。採決では挙手全員で可決されました。

次に、第49号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件です。

提案理由の説明は省略させていただきます。

条例改正の背景はということかという質疑に対して、現役世代への給付は少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く支えていく全世代対応型の社会保障制度の構築のため、健康保険法その他の関係法令について所要の改正が行われました。今回は、そのうち子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置導入によるものということですとございました。

質疑終了し、討論なし。採決では挙手全員で可決されました。

次に、第51号議案、指定管理者の指定についてでございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑は、指定管理の期間が4年になっているが、今までも4年だったのかという問いに対して、指定管理期間については、第1期から今の第3期まで全て5年で設定していました。町の基本方針では2年から5年を原則としていますが、初期設備投資等で必要がある場合は5年を超える期間を設定することもできるとしています。

もう一つの質疑では、ドクターセルフチェックについては、既にドクターは決まっているのか。新たにそういった専門的な方

を選ばれるのか。ドクターセルフチェックは、人間ドクターではなく測定器のことになります。測定器に問診と、機器の測定データを入力しますと、予防医療の人工頭脳AIが解析結果を出します。こういったスポーツ・運動をされたほうがよいといった解析結果を得ることができる機器であるということでした。

4年間の契約の件で、概算でどの程度の契約金額になるのかという質疑では、指定管理料については、4年総額で2億2,200万円、単年で計算しますと5,550万円になる。現行の指定管理料が約5,000万円で、約1割上がることになるといいますと答弁でした。

次の質疑は、コロナ禍で利用人数が減っているが、収入がマイナスになった場合、町の負担はどうなるのかとの問いに、企業からの提案の中で、黒字収益が出た場合は、新しい設備の導入、新しいイベントを増やすなど利用者還元を考えているということです。もし、利用料の収入が想定より低かった場合は、町からの補助はしないことになっておりますという答弁でした。

提案の指定管理者の実績はどうかという問いに、東京アスレティッククラブは、現在全国で18自治体、63施設、日本管財は、スポーツ施設においては全国19自治体で指定管理を行っているということです。

質疑を終了し、討論なし。採決では全員挙手で可決されました。

次は、第53号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件（関係部分のみ）の質問です。

提案理由の説明は省略させていただきます。

質疑においては、2小2中に関わる経費としては、学校園管理事業の業務委託料242万円と、中学校管理事業の消耗品費1

15万1,000円の二つでよいのかという質疑に対して、中学校管理事業の負担金で、5年・6年が今回中学校校舎に来ることに伴い、登下校メールサービスの設備を民間業者が設置しますということです。

小学校5年・6年に対してだけの89万3,000円という理解でよいのかという質疑に対して、5年・6年が来ますので、現在東能勢小学校で御利用いただいているメール配信を東能勢中学校に新たに設置を増設するものになります。例えば1年後に4年生が中学校校舎に来れば、その設備は利用できるものでありますという答弁がありました。

質疑終了し、討論では2件ありました。

少人数での教育も悪いとは思わないが、中学・高校・大学・社会人となるに従い大きな人間関係の中で学ぶことも必要であると考え、2小2中には反対。しかし今回の予算は給食に関するわずかな予算であり、直近の4月から通う子どもたちのことを考え、賛成しますということです。もう1点の討論は、1小1中・2小2中の問題については、もうこれを進めるべく考え、賛成討論とするということで討論は終結いたしました。

採決では举手全員で可決いたしました。

第54号議案、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件です。

提案理由の説明は省略させていただきます。

質疑では、出産育児一時金給付事業については当初を上回ったということだが、当初は何名を想定していたのかという問いに、当初予算は2名分としておりました。国民健康保険の被保険者のみが対象となり、例年の実績から当初予算を組んでいます。

2名から4名分増え、結果的に6名での

計算でよいのかという問いに関して、6名分として予算を補正するものですという答弁でした。

質疑は終了し、討論なし。採決では举手全員で可決されました。

次に、第55号議案、令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件です。

提案理由の説明は省略させていただきます。

質疑に入り、歳出の人件費事業は一般職と聞いているが、どういう職種の方になるのかという問いには、事務職員ですという答弁がございました。

質疑終了し、討論なし。採決では举手全員で可決されました。

第56号議案、令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件。

提案理由の説明は省略させていただきます。

質疑なし。討論なし。採決では举手全員で可決されました。

次に、第57号議案、令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件です。

提案理由の説明は省かせていただきます。

質疑に入り、介護保険運営事業積立金の積立は、いつまでを目標とするのか。ずっと積み立てていくのかという問いに対して、今後高齢者の増加、特に後期高齢者の増加を見込み、旧介護保険の給付費等が急激に増加する見込みでありますので、計画的に取り崩して活用していきます。余剰金として出てきたものは、今後も積み立てていきます。ただ、保険料にも影響しますので、計画的に取崩しも行いながら積立も行っていくという答弁がございました。

質疑終了し、討論なし。採決では举手全員で可決されました。

以上で、福祉教育常任委員会報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（管野英美子君）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

審議がスムーズに行われるということ、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますよう、お願い申し上げます。

第46号議案から第58号議案までの13件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

次に、第46号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第46号議案「豊能町税条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第46号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第47号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第47号議案「豊能町特定教育・保育施設

設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第47号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第48号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第48号議案「豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第48号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第49号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第49号議案「豊能町国民健康保険条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第49号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第50号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第50号議案「豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第50号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第51号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第51号議案「指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第51号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第52号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第52号議案「豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第52号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第53号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第53号議案「令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第53号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第54号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第54号議案「令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第54号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第55号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第55号議案「令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算(第3回)の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第55号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第56号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第56号議案「令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第56号議案は委員長報告のと

おり可決されました。

次に、第57号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第57号議案「令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2回)の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第57号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第58号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(管野英美子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第58号議案「令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算(第1回)の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(管野英美子君)

起立全員であります。

よって、第58号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2「第60号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算(第5回)の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

それでは、第60号議案、令和3年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

お配りしております補正予算書の1ページを御覧ください。

令和3年度豊能町一般会計補正予算（第5回）でございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、児童を養育している方の年収が児童手当の所得制限を超える世帯を除くゼロ歳から18歳までの子どもに対し、1人当たり10万円の給付を行う子育て世帯臨時特別給付金に係る経費を措置するものでございます。

国によりますと、今回の臨時給付金につきましては、10万円のうち5万円を年内に現金給付、残り5万円をクーポンによる支給を基本としておりますが、地方自治体の判断で10万円を現金として支給することも可能とするものでございます。これを受けまして、本町におきましては10万円を現金で支給することとし、年内に支給を開始するための経費として、今回、補正予算を提案するものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,385万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億6,096万8,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの「第1表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明を申し上げます。8ページをお開きください。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費の15. 子育て世帯臨時特別給付金給付事業でございますが、冒頭に御説明申し上げました、子育て世帯臨時特別給付金に係る費用を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。7ページへお戻りください。

款16・国庫支出金、項2・国庫補助金、目2・民生費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました、子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る国庫補助金を補正するものでございます。

次に、款20・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として2万1,000円を減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算に係る説明とさせていただきます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（管野英美子君）

これより、本件に対する質疑を行います。小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

小寺です。

12月、今年中に臨時給付金、子ども1人当たり10万円を給付するってことですが、対象になる人数お聞きしたいと思っております。それから対象にならない、960万円以上の件数も併せてお聞きしたいと思っております。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

この給付金の交付の対象者ですけれども、児童手当を受給されている方が1,070人、これは今後出生される方を見込んでおります。それが40人ほど見込んでおります。その他、今回の12月までの支給には間に合わず、別途申請が必要なんですけれども、公務員の方で160人、それと一部は今回の児童手当の受給者として含まれております16歳から18歳、御家族で児童手当の受給を受けている方の世帯に16から18の児童がいた場合はこれも含むんですけれども、その方が480、合計1,710人となっております。

また、所得オーバーで対象にならない方につきましては約100人程度を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（管野英美子君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

本当に生活に困窮されている方に、困窮者、この人たちに配るとというのが重要なことだと考えておりますが、この人たちに対する支給はどのようになるのですか。

○議長（管野英美子君）

小寺議員、議案に対する質問をしてください。

○9番（小寺正人君）

議案、というか、漏れてるんじゃないのという話。困窮者に対して配るんですよね。違うの。

○議長（管野英美子君）

今は、子育て世帯の給付金です。

○9番（小寺正人君）

困窮者は配らないということやね。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

困窮者の方、今回の児童手当の対象者以外で非課税の世帯に対する支援金につきましては、別途審議されておるところでございます。これにつきましては国会のほうで予算化されましたらまた提案をしたいと考えておるところです。

以上です。

○議長（管野英美子君）

よろしいですか。ほかにございませんか。
中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

中川です。

年内に10万円を支給するというふうなことでございましたが、具体的に何月何日みたいな、そのような予定はしっかりと決まっているのでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

今回の、先に児童手当の支給を受けている方に対する振り込みに関しましては、12月27日を予定しておるところでございます。

○議長（管野英美子君）

よろしいですか、中川議員。

ほかにございませんか。

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

秋元です。

今回は所得制限を設けられてますけれども、これを所得制限なしでっていう町のお考えはなかったのかなというのが1点、お伺いします。わずかな、税的なことですから、1円なり10円なり、たったそれだけの差のところ、要するにこの支給される家庭、子ども、その差が出てくるとちょっと気になりますので、どのように町はお考えになったのか、お答え願います。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

御質問いただきました件につきまして御報告申し上げます。

今回、国の指定をする内容に沿いまして判断させていただきました。本来でいきますとそれぞれの方々にきめ細かい給付というところがございますけれども、国のほうでもほかの困窮者の方々も含めた議論がされておりますので、今回は早く給付をさせていただくということで、所得制限ありで進めさせていただいております。

○議長（管野英美子君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

所得制限あれば確かにデータの早く届けられると思います。私、そうじゃなくて、そこから漏れた人ですね。今、豊能町の場合、約100名ぐらいいらっしゃるということですけども、10万円とは言わないまでも、豊能町として5万円とか3万円とか。要は、豊能町は子どもを大事にしているという、そういったイメージを売ってくのも大事なかなと思いますので、こういった御検討っていうのは難しいものでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

御指摘のとおり、お子様への給付というところについて、様々な議論をさせていただきました。今回、私どもの町の財政、それから今現在、この制度にのっとるシステムの構築も含めまして、今回はこの内容でやらせていただきました。今後そういうような検討というところは国との、大阪府も含めて議論の中に出てくる可能性もござい

ますけれども、その段階で検討させていただきたいと思います。

○議長（管野英美子君）

秋元美智子議員。

○10番（秋元美智子君）

私がお願いしたかったのは、国の動きとか大阪府の動きではなくて、町独自にですね。今言いましたように全く10万円ということはないにしても、やはり5万円とか3万円とか。やっぱり気持ちっていうのかな。そういった意味で今後、ぜひ考えていただきたいと思います。国、府の動き関係ないところで町としてのお考えをまとめていただきたいと思います。

以上です。

○議長（管野英美子君）

答弁は要りますか。よろしいですか。

ほかにございませんか。

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

7番・永谷でございます。

給付対象が1,710名ということでお聞きしました。この方には意向ですね。給付金を受ける・受けないという、そういうことについて町のほうからお伺いを申し出たのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

桑原保健福祉部長。

○保健福祉部長（桑原康男君）

今回の給付に関しましては、プッシュ型と申しまして、相手方からの申請を待たず、町のほうから申込みですね。最初の段階では5万円の給付と言っておりましたので、5万円の給付をしますという申込みをしております。受取を拒否される場合にはその旨の届出をしてくださいということで通知を、12月の2週目の初めに送らせていただいているところです。その後、金額

が5万円から10万円に変わりましたので、その増額分についての承諾を得てるかどうかというのが問題になるかと思うんですけども、これに関しましてはこの予算をお認めいただけましたら、本日中に各対象者の方に通知をいたしまして、至急、お断りされる場合は届出をしていただく。そうでない方はそのまま、何もせずとも振込日になりましたら支給がされるというやり方をしておるところでございます。

以上です。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

ありがとうございます。

先行で5万円の財源については、いろいろ、るる報道なんかで聞いておまして、国のほうからも交付金ということ聞いておるんですけども、急に一括支給になりましたので、あとの5万円の財源ですね。これはどういうふうにするのか、この点についてお伺いいたします。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

国のほうでは、年内に10万円を支給した場合でも、あとによる国の予算成立後の申請によりまして国庫補助の対象とするという旨が記されておりますので、今回の予算につきましては全額国の補助金を財源として措置しております。

○議長（管野英美子君）

永谷幸弘議員。

○7番（永谷幸弘君）

この財源ということを知ったんですけども、27日支給ですよ、これは。それまでに国の交付金が入ったらいいと思うんですけども、その辺は、僕が思ってるのは

町が一旦立て替えて、それから国からの交付金を充当するというふうに考えてるんですけども、その辺の考え方でいいんでしょうか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

議員がおっしゃられるとおり、まず最初にこちらのほうで給付を行い、後で財源措置として国庫補助金を申請し、町の収入として収納するという考えでおります。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

その所得制限の件で、960万円以上、一家の家庭で、例えば夫婦と子ども2人でその旦那さんが960万円以上やったら10万円はもらえへんということですね。そしたら、夫婦働いて2人とも960万円以下やと。その家庭で年収が1,600万円あったとしても、10万円は、2人子どもがおったら20万円もらえるわけですね。970万円の家庭がもらえなくて、1,600万円の家庭がもらえるって、こういう不公平が生じると思いますけども、先ほど質問あったように、豊能町はもう所得制限なしに全て支給するというふうになれば、豊能町に住んだらこういう特典もあんなんなどというような考えが起こって人口が増える可能性ありますわな。その辺、町長はどのように考えておられますか。質問します。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

今、議員御指摘のとおり、財政的に余裕があればそのものに対してというのは可能

性はあると思います。ただ、子育てに対してのものに関して、それ以外の施策もございますので、それらを含めてトータル的に支援をするということが本当に必要だというように思っております。したがって、今回の場合は所得制限ありという形でさせていただきます。

○議長（管野英美子君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

金がない、金がないで済めば、それで豊能町に人口が増える可能性は全然ありませんわ。なかっても、豊能町に人口が増えると、増やそうという気さえあれば、そういう人口が増える政策の一つの目玉として、今回の10万円も、豊能町が金がなかってもする必要があると思いますわ。どないですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

今回の給付自身が、今後につながってくる、いわゆるこれから所得制限外して、この豊能町の中にお住まいになっていただければという考え方でアピールをしていくというのは本当に必要かも分かりません。ただ、今回の給付に関しては今回限りということになりますので、これが次につながっていくところには直結しないということで、ほかの施策を含めて子育て層がしっかりと入れる、そういう政策を展開してまいりたいというように思っております。

○議長（管野英美子君）

川上勲議員。

○12番（川上 勲君）

国の施策で右へ倣えという形でいけば、日本の人口自体が減ってきているわけですから。当然、豊能町も減っていきますわ。

それを減らさんがためには豊能町独自の施策も必要やと思いまっせ。だから今回、私はええ機会やなと思っけんけども、結局国に対して右へ倣えということですので、非常に残念やと私は思います。答弁結構です。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

永並議員。

○副議長（永並 啓君）

すみません、所得制限あり・なしの件でちょっとお伺いしたいんですけど、大阪府下でも所得制限をなしにして単費でその超えた分を負担、支払うような判断をされた自治体もありますよね。そういったところは、その分の給付をしても子育てをしている世帯は一律なんだから、所得にかかわらず給付していこうという根本的な考え方があると思います。今、川上議員や秋元議員からも質問ありましたように、これをすることは私は一つの方法だとは思ってるんですけど、今、答弁の中で塩川町長は、それ以外の施策を示していきたいということをおっしゃられたんですが、いまだにここにそういった、他市町村から子育て世代を受け入れるような施策がまだ見えてこないというふうに私は感じています。それをいつぐらいに見せていただけるのか、もしあればお示しいただけますか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

子育て層の方々を受け入れる、その施策に関しましては、転入促進、そういう部分ではやっております。ただ、今回の子育て世代の直接的なものに関しては、これまでも子育て支援、そういうものを積み重ねていっておりますので、特効薬といいますか、目立った形のものとして給付という部分は

ございませんけれども、今まで保幼小中一貫というところで子育て層への支援というのはしっかりとできてるといように思います。ただそれが具体的に繋がっていない。実際にはつながっていると思いますけれども、そのものとして急激な人口増につながっていないという御指摘だと思います。これは、それぞれの施策を組み合わせながら、そして転入をしていただける地域の方々に対してもっとPRが必要ということの御指摘もあると思います。そのものにつきましましてはしっかりとこれからも取り組んでいきたいというように思います。

○議長（管野英美子君）

永並副議長。

○副議長（永並 啓君）

すみません、全く見えなかったんですけど、今までのできていたという判断でいいんでしょうか。今までもしてきたけども、それが直結はしてないけどしてっていうのではなく、いや、塩川町長が独自に何かされてる。保幼小中はもう既に過去からあったのを継続してしてますよね、事業として。豊能町の方向性としてね。ずっと議論されてきたことなので。それではなくて、今回、今ほかにそういった、それ以外の施策として何かあるのかなと思って伺いさせていだいた次第なので、そこがあればお聞かせいただきたい。そういうのが多分伝わってこないから、川上議員も、こういう、僕これで所得制限外したからって人が増えるとは全然思ってないんですよ。でもそういったことでもしていきましょよって質問だと思ってます。そういったものがもっと、理事者側のほうから、こういったこともしています、こういったこともしています、だから今回は所得制限ありでも別に、人口増加策はほかでやってますからってということになるんですけど、そこ

が全く見えないから、こういったわずかなところでもしたらどうだっという質問になるんだと思うんですけど、そこら辺はいかがですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

おっしゃるとおりで、今までの積み上げ、これは継続としてさせていただいている。それから制度も変わり、そして子育て層の方々に対するものというのは非常に小さなものでありますけれども、それはやっている。今回、永並議員からも、こういうタイミングのところでPRをしていく、そのPRという部分が本当に転入促進につながっていく、このことが必要だというように御指摘をいただいていると思います。これに関しては私もそのとおりだと思っております、もっとしっかりとPRをする、そしてそれ以外の転入促進策も含めて、やはり町外の方々にも見える形、転入には町外の方々へのPRというのが必要でございます。これについてはまだ不足であるということは十分感じておりますので、引き続きPRの方法、それからそれらを組み合わせた形で魅力ある発信をしっかりとしていきたいというように存じております。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○副議長（永並 啓君）

すみません。僕はこの所得制限撤廃で人が増えるとはこれっぽっちも思ってないんですよ。こういうことでわずかなお金がある、豊能町はだから子育てに優しいんだで、町外から人が来るとは思ってないんです。もっと具体的に教育世代の方に手厚いサービスを展開していかなければいけない。ただ、その独自性がいまだに伝わってこな

いので、ぜひともそこら辺は、今議会では示されませんでしたけども、塩川町長ももう3年経過するわけですから、具体的に、新聞に載るのが別に目的ではないですけど、他市町村と違ったこと、興味があることというものをすれば、やはり新聞は取り上げるんです。ニュースになるんですね。そういった施策というものを独自に進めていかなければいけないかなと思ってますので、ぜひとも3月議会のときにはそういった具体策ですよ。そういったものを示していただけたらと思います。

○議長（管野英美子君）

答弁はいいですか。

ほかに質疑ございませんか。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

前回、国民一人一人10万円ということでは所得制限なしに支給されてきましたね。今回は子どもに対しての支給なのに所得制限をするということは、本当に矛盾してるなと思っております。豊能町としても、次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から、所得制限なく支給できるような、やはり体制を作るべきだと思っております。今ずっと語る述べられましたけれども、これは今後の豊能町に対しても検討していかなければならない課題だと思いますけれども、その点いかがお考えですか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

もう、高尾靖子議員のほうから御指摘のとおり、子育て層の方々、これは将来への投資というところ、それから子育てに関しては、今の働き方も含めてたくさんの支援が要するというは事実でございます。これら

を組み合わせる前に進めていきたいと思えます。思いは同じでございますので、また次の、次のといいますか、支援策、それらを積み重ねて、そしてつなぎ合わせて、子育てのほうに入っていただけるような形、それから出生も含めて増加をするというところが必要だと思っております。ちなみに今回の11月の段階で、人口統計が発表させていただいておりますけれども、社会増とそれから社会増減、それから自然増減というところで、まずは今まで、令和元年のときっていうのは転出のほうが多めで転入のところが多くなかった、いわゆるその差が転出超過という形で出てました。それが令和元年のときは約200名ほどの差がございました。令和2年のところでいきますと49まで縮まってきているというところ。11月までの状態のところの数値も含めていきますと、本当に拮抗まできているというところですので、積み上がりという部分では少しずつ見えてきているのかな。それから出生でございますけれども、令和元年のときっていうのはこの本町でお生まれになった方が39名。令和2年も39名でございました。今現在、11月までの8か月で38まできているというところでございますので、転入の部分と、それの方々が生まれているというところから、推計をいたしますとまだ、今年度を締めないといけませんけれども、昨年よりは確実に上がっているというところがございますので、これらをもう少し、もっと分析をさせていただいて、先ほども永並議員からもおっしゃられたとおり、そういう方々へのPRを徹底していきたいというふうに存じております。

○議長（管野英美子君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

丁寧に御答弁いただきました。ただ、本当に実際にこのまちづくりの観点から、しっかりと豊能町がPRできることが大事だと思うんですね、施策として。先ほど来からまちづくり、豊能町の財政シミュレーションなどいろいろ勉強しながら、本当にこれが実るようなまちづくりの方向、これは子育て世代をやはり応援していくということが一番大事だと思っております。その点、今おっしゃいましたように、今後の予算計上、また来年度に向けては予算化できるような状況を作って、ぜひとも応援できる体制を整えてほしいと思います。これは要望ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。中川議員、一度されましたね。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3「第4号議会議案 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

永並啓副議長。

○副議長（永並 啓君）

第4号議会議案、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、豊能町議会会議規則（平成3年豊能町議会規則第1号）第10条の規定により提出します。

令和3年12月17日提出。

豊能町議会議長管野英美子様。

提出者、豊能町議会議員永並啓。

賛成者、同、永谷幸弘、同、秋元美智子、同、池田忠史、同、吉田正子、同、寺脇直子、同、高尾靖子。

提案理由は本文の朗読をもって代えさせていただきます。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

沖縄県では太平洋戦争末期に一般住民を巻き込んだ地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍、軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなった24万1,593名の氏名が刻銘されている。

摩文仁を中心に広がる沖縄本島の南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、戦跡としては我が国唯一となる、自然公園法に基づいた「沖縄戦跡国定公園」として指定された。

同地域では沖縄戦で犠牲を強いられた民間人や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも、戦没者の遺骨収集が行われており、先の大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは、人道上許されるものではない。

よって、国におかれては、下記の事項を速やかに実現するよう要望する。

記

1 沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入している南部地域の土砂はあらゆる埋立てに使用しないこと。

2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の実情にかんがみ、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月17日

大阪府豊能町議会

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、防衛大臣、環境大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

以上、よろしく願いいたします。

○議長（管野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第4号議会議案は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（管野英美子君）

起立全員であります。

よって、第4号議会議案は原案のとおり可決されました。

永並啓議員。

○副議長（永並 啓君）

動議を提出いたします。

○議長（管野英美子君）

表題だけお願いします。

○副議長（永並 啓君）

塩川町長に対する問責決議でございます。

○議長（管野英美子君）

ただいま、永並議員から、塩川恒敏町長に対する問責決議の動議が出されました。

動議には1人以上の賛成者が必要です。

永並議員の決議の動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（管野英美子君）

起立5名です。

動議に所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

この際、暫時休憩いたします。議場換気のため10分間休憩をいたします。再開は14時25分です。

（午後2時19分 休憩）

（午後2時25分 再開）

○議長（管野英美子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま永並議員ほか6名から、第5号議会議案、塩川恒敏豊能町長に対する問責決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。よって、塩川恒敏豊能町長に対する問責決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

日程配付、議案書を配付します。

（日程配付・議案書配付）

○議長（管野英美子君）

追加日程第1「第5号議会議案 塩川恒敏豊能町長に対する問責決議」を議題とい

たします。

提出者の説明を求めます。

永並議員。

○副議長（永並 啓君）

第5号議会議案、塩川恒敏豊能町長に対する問責決議。

上記の議案を別紙のとおり、豊能町議会会議規則（平成3年豊能町議会規則第1号）第10条の規定により提出する。

令和3年12月17日提出。

豊能町議会議長菅野英美子様。

提出者、豊能町議会議員永並啓。

賛成者、同、池田忠史、同、中川敦司、同、永谷幸弘、同、秋元美智子、同、高尾靖子、同、川上勲。

提案理由は、裏面のお配りした議案書の朗読をもって代えさせていただきます。

塩川恒敏豊能町長に対する問責決議。

令和3年10月9日、JR茨木駅西口での大阪9区維新街頭演説会において、塩川恒敏町長は演説の中で次の発言をした。

「実は昨日、初議会がございました。12人の中の維新の議員は4人、そうすると他の議員の方々が非維新ということになって、実は最大会派である維新、そして改革をしていく維新、これにすべてが反対をされて、議長の座、選挙をさせていただきましたけれども、8対4で負けました。そして副議長にも立候補をさせていただきましたけれども同じく8対4。これは本当に住民の方々の望んでいる姿ではありません。こういうことが今の古い議会の中では行われている。自分たちの保身というところにしっかりと自分たちの姿を映しこんでいる。本来は皆さんの姿を映しこんで自らが改革をしていかなければならない。そのものなのにそういうところに走られている。民意が全然反映していないというのが今の議会の状態です。これを変えていこうとすると

皆さん、本当に一緒になって改革していかなければなりません。」

この発言は、議会が法律に基づいて決めたことであってもそれは民意ではなく、最大会派の言うことだけが民意であると言っているのと同じである。

議会の正副議長は、町長が決めるような発言もされているが、議会が決めるものであり、政党は関係なく個々の議員の投票によって決まるものである。それを古い議会・保身・民意が反映されていない、とすることは、議会制民主主義を無視した由々しき問題であり、議会だけでなく選挙において議員を選んだ豊能町民に対する侮辱である。また、この様子はYouTubeでも動画配信され、豊能町全体のイメージを損なうことになり、断じて看過することはできない。

よって、豊能町議会は塩川恒敏町長に対して、発言についての責任を問い、町の最高責任者としての重責を理解した上で、町政運営に当たるよう強く求める。

以上、決議する。

令和3年12月17日。

豊能町議会。

これからの町政運営のために御審議いただき、何とぞ全員賛成で御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅野英美子君）

これより本件に対する質疑を行います。

小寺議員。

○9番（小寺正人君）

本件につきまして、塩川町長は事実を素直に認めて謝罪してまいったように思います。今回の問責決議は単なる諫言であるのか、それともほかに目的があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（菅野英美子君）

答弁を求めます。

永並議員。

○副議長（永並 啓君）

普通にただの問責決議なんですけど、謝罪は当然、私たちは聞いております。ただ、塩川町長の発言は動画配信もされています。そして塩川町長は町長という立場です。一個人の立場であれば当然発言は自由であります、豊能町のトップとしての、町長としての発言ですので、これは議会制民主主義という制度の中においては、これを、謝罪の言葉があったからそれで終わりということにはならないと思います。しっかりとした正式の場で問責決議というものを出して、皆さんで可決していただいて、これから塩川町長には民主主義というものを理解した上で町政運営に当たってほしいという思いから提出させていただきました。

○議長（管野英美子君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

何度も謝罪されて。食い違いも、訴える側の内容に食い違いもない、そういうような感じに受け止めております。争う意思も認められないし、単に悔い改めて、謝罪するという、争う姿勢全然見せてないので、これ以上の謝罪を受け入れられないという、全面的に受け入れられないという、争う余地がないのではないかと私は思いますが、いかが思いますか。

○議長（管野英美子君）

答弁を求めます。

永並議員。

○副議長（永並 啓君）

すみません、若干、何を言っているか分からないんですけど、争う・争わないではなくて、町長が言われたことに対して議会としてどういう対応をとっていくかという問題になると思います。先ほども言いましたように、一個人が別に応援演説の中で何

を言おうが結構であります。ただ、豊能町長という立場においていろいろな発言をされる。それと誤解をされている、皆さんに誤解を与えている、間違った発言をされているわけですから、それを議会の中で正していくという思いで提出させていただいております。ほかに思いがあるのかなとかではなく、当然発言を何もされなければ、こんなものを出す必要もなかったわけです。それを出すことで、これからしっかりと、議会と町と一緒に手を取り合って町政運営をしていただきたいという期待の思いから全員賛成で御賛同いただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（管野英美子君）

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

単なる見せしめにしか見えないと、私たちはね。これをやることによって何が実現できると考えてるんですか。認めてるんですよ。争わない。認めてる。すみませんと。これ以上何を、何を実現したいんですか。

○議長（管野英美子君）

永並啓議員。

○副議長（永並 啓君）

すみません、若干、またよく分からないんですけど、議会という民主主義の流れの中での手続を行っています。争う・争わないでいいのであれば、別に、言ったもん勝ちになってしまいますよね。言った事実に対しての謝罪をしてもらいたいと。それが議会の意思と思っております。これを別に、どこかの場で謝罪をしたからという場では済まない問題ではあると思います。当然この発言って、なぜか豊能町議会のことを茨木市において発言されております。この点に関してもかなり違和感を覚えます。なぜ豊能町議会のことを茨木の中で言われるのかということもありますし、こういった

点が、ここに書かれているように、豊能町の町民に対する侮辱という言葉にも書かれているとおりであります。別に争う・争わないではありませんので、そこの、民主主義というか議会の規則というものを十分理解した上で質問していただけたらと思います。

○議長（管野英美子君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

小寺正人議員。

○9番（小寺正人君）

小寺正人です。反対の立場から討論をいたします。

孔子が論語の中で、成事は説かず、成事というのは成し遂げたこと、もう既にそういうことに対しては口出ししても仕方がないでしょうと。そして遂事は諫めずと。もうやってしまったことは諫言しても仕方がない、できないでしょうと。そして既往は咎めずと。これも、既往ってというのは、過ぎ去ってしまった出来事は今さら何を言っても意味がありませんと。この言葉を論語の中で、成事、遂事、既往というこの三つの言葉、ほぼ同じ意味です。その同じ意味を何回も言っているわけです。つまり孔子は、過去のことよりも未来のことを考えなさいと、こう言いたかったわけですね。こういう教訓を三度にわたり何度も説いているわけです。過去の失敗を責めずに、この後どのようにするのかを考えるべきだと、こう言っているわけですね。孔子はまた、過ちて改めざる、これを過ちと言うとも言っています。塩川町長は事実を素直に認めて、弁明もせず、弁解はせず、謝罪をしてまいりました。これを、この謝罪を受け入れること

が日本文化の美德、日本社会の美学であると考えべきです。

以上です。

○議長（管野英美子君）

続いて、賛成討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立7：4）

○議長（管野英美子君）

起立多数であります。

よって、塩川恒敏豊能町長に対する問責決議は原案のとおり可決されました。

以上で、12月定例会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

12月定例会議は本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（管野英美子君）

異議なしと認めます。

よって、12月定例会議は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

12月定例会議の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

今、問責決議がございました。本会議のところでもおわびを申し上げさせていただきましたけれども、過日、衆議院選挙の応援演説におきまして、極めて不適切な発言がございました。議会並びに議員の皆様の信頼を損ねる発言でございました。訂正し、深くおわびを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

議会は二元代表制のもと、地方公共団体の意思決定機関であります。ともに対等の立場で緊張感をもって、そして均衡を保ちながら住民の福祉に应运えていく、この責務でございます。私の発言は、信託を受けられた議員の皆様を屈辱したしたことになり、弁解の余地はございません。議員の皆様は深くおわびを申し上げたいと思います。今後は議員の皆様と信頼回復のもと、住民の皆様に対する町政をしっかりと励んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。申し訳ございません。

閉会におきまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれまして、会期中熱心に御審議を賜り、条例改正、指定管理の指定、各会計の補正予算など、多数の重要案件につきまして全てお認めをいただき御決定を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

会議におきまして議員の皆様から御指摘をいただきました御意見、質疑につきまして真摯に受けて、十分に留意をして執行に当たりたいと存じます。ありがとうございます。

さて、少し報告でございますけれども、光風台6丁目の緑地災害におきまして、先般ですけれども、12月9日ですけれども、仮設の防護設置が完了いたしました。したがって周回の6世帯の方々に発令をしておりました避難指示を解除させていただきました。年明け、国との協議を踏まえて、来年の6月梅雨前に工事を完了できるよう本復旧工事を進めてまいります。設計変更が伴いますので、年明けから協議という形で本復旧をスタートさせていただきます。それから、子育て世代臨時特別給付金事業でございますけれども、今日も御説明させていただいたとおり、12月27日給付を進めてまいります。さらに年明けになりま

すとワクチンの接種、3回目の接種事業、そしてそのほかの接種も含めてスタートしていかなければなりません。もう既に準備をして接種券の発送待ちというところで、2回目接種を終わられた方々から順番に、そのタイミングになる段階で発送させていただきます。まだ、今日のところでいきますと、送料、ワクチンの送料自身の最終的な数字がございません。それから御心配のとおり、モデルナとの割合とか、こういうところはまだ通知がございませんので、しっかりと協議をし、間違いがない、そして感染防止ができる、住民の皆様は安心・安全にしっかりと向けてまいりたいと思います。またはっきりいたしましたら御報告をさせていただきます。

年の瀬もいよいよ押し迫りまして、本年も本当に余すところわずかとなりました。議員の皆様、町民の皆様には健やかなる新年を家族で、おそろいでお迎えになることを祈念申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。本日まで長期間にわたりましてありがとうございます。

○議長（管野英美子君）

これをもって、令和3年豊能町議会12月定例会議を閉じ、散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後2時44分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第46号議案 豊能町税条例改正の件
- 第47号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第48号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例改正の件
- 第49号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第50号議案 豊能町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例改正の件
- 第51号議案 指定管理者の指定について
- 第52号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第53号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第4回）の件
- 第54号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
- 第55号議案 令和3年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定補正予算（第3回）の件
- 第56号議案 令和3年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
- 第57号議案 令和3年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第2回）の件
- 第58号議案 令和3年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第1回）の件
- 第60号議案 令和3年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件
- 第4号議会議案 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の件
- 第5号議会議案 塩川恒敏豊能町長に対する問責決議

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 5番

同 7番